

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会

★ 砥部町社会福祉協議会基本方針

本会は、「だれもが住み慣れた町で安心・安全に暮らすことのできる福祉のまちづくり」の実現を目指した、総合的な福祉の役割を担う地域の機関です。

現在、私たちを取り巻く環境は、核家族化や少子・高齢化社会の進展による家族機能の変化等により、様々な課題を生み出しており、認知症高齢者の増加、虐待や犯罪被害など、子どもたちをめぐる課題の深刻化、そして、近年、経済的困窮や社会的孤立の問題も深刻化している中、住民にとって必要な機関、信頼される社協となるべく、あらためて本会の使命・理念・行動規範を掲げ、役職員が一丸となって運営に取り組む必要性があります。

そのような中、「第2期砥部町地域福祉活動計画」実行3年目の年であり、これまで取り組んできた活動が発展するよう、地域組織や関係団体のネットワークを強化し、共通理解を図りながら福祉課題の解決に努めていきます。また地域住民とともに地域の支え合いや、助け合いといった住民主体の仕組みづくりを図っていきます。

【重点目標】

・**総務課**) 法人運営の安定を図る為、社協会費等財源の確保や職員の研修会等への積極参加を促し、質の向上を図ります。

また各種相談事業では、生活困窮者、高齢者、障がい者、家族等からの相談に応じ、情報提供や各関係機関と連携などを行い、地域で安心した生活が送れるように支援していきます。

・**地域福祉課**) 住民主体活動の推進に向けて、地域団体、ボランティアなど、今まで地域で継続していた活動を絶やさない支援や新たな生活様式を取り入れながら、福祉分野のみならず、繋がりづくりを強化し、地域課題の解決に努めていきます。また福祉活動 PR や地域住民の福祉に対する理解など各事業を通じて図っていきます。

・**在宅福祉課**) 訪問介護事業は、自立した日常生活を営むことができるよう、福祉・医療・保健機関等との連携により、適切で柔軟なサービス提供に努めます。

居宅介護支援事業は、利用者のその有する能力に応じ、可能な限り在宅で日常生活を営むことができるよう、意思及び人格を尊重してケアプランの作成に努めます。

A 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

積極的な社会福祉事業の企画運営に取り組みながら、組織や財政及び事務局体制の基盤強化を図ります。又地域住民との連携、協働により地域福祉の推進・発展に繋げていきます。

(1) 法人運営及び実施する福祉事業等についての企画・審議・検討

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 監事会の開催
- 評議員選任解任委員会の開催

○ 行政機関との連携・協議及び職員の資質向上を図ります。

(2) 社協会費の推進

住民が社会福祉事業への関心を持ち、住民参加型事業の参画ができるよう、会員制を推進していきます。

(3) 社協事業運営に係る事業継続計画（BCP の活用）

大規模災害等、社協事業継続に支障が発生しうる場合への対策として「事業継続計画」BCP の活用及び見直し等に取り組みます。

(4) 地域福祉活動計画事業

社協事業全般に関する事及び地域住民が主体となる「地域福祉活動」への取り組みを図る事業です。

「第2期砥部町地域福祉活動計画」3年目の年。「4地区福祉活動推進懇談会」「地域福祉活動へのサポート」や「活動評価」の実施をします。

【取り組み】

- ・小地域福祉活動発展事業の実施（1グループ上限20,000円福祉活動助成金）
- ・砥部町地域福祉活動推進懇談会の開催（年1回）
- ・地区福祉活動推進懇談会（地域座談会）の開催（広田・砥部・宮内・麻生 4地区）
- ・地域福祉活動セミナーの開催（年1回）

B 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

「誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らせる」ことを目的とし、住民が参加できる各種の地域福祉事業を次のとおり実施します。

(1) ふれあい・いきいきサロン事業（受託事業費含む）

小地域で住民同士が、ふれあいや介護予防、閉じこもり防止など地域の寄りどころとして機能するサロンへの総合的な支援をし、地域福祉発展に努めます。

○ サロン活動助成金の交付

○ ふれあい・いきいきサロン連絡協議会事務局運営（研修会等の実施）

○ 砥部町介護予防事業の活用

○ サロンに関する相談助言

○ サロンに関する情報提供

○ サロン活動に適する備品の貸出

【取り組み】

- ・ サロン立ち上げへのアプローチ
- ・ サロン相談や継続しているサロンへの支援、サロン同士の交流のサポート
- ・ 他団体とのつながり強化

(2) 地域福祉活動助成事業

NPO及びボランティア団体等を対象として、それぞれが企画する福祉事業へ助成金を支給し、町内の福祉活動の推進を図っていきます。

(3) 福祉学習事業

福祉知識、地域力や互助、心を育む「福祉学習」に関する企画・講座等の提供をし、福祉への関心を深めます。そして、地域や学校等と連携し、福祉学習を広めていきます。

【取り組み】

- ・コミュニティスクールの推進（麻生小学校）
- ・「LET,S とベハピ講座」の推進及び実施
- ・砥部みらい会議、児童ふれあい交流事業
- ・えひめ丸ごとぎゅぎゅっとキャンプ事業
- ・砥部きっぷカフェの開催（夏休み2回）

(4) 防災対策支援事業

災害・防災をテーマに、平時から地域住民や各団体等の連携を深め、非常時に発揮できるしくみづくりや互助の大切さを啓発していき、児童・地域に対して、防災学習を実施していきます。

【取り組み】

- ・TOBE 防災ネットワークのサポート
- ・防災学習の推進（地域・学校）
- ・砥部町総合防災訓練への参加
- ・災害イベントの実施及び参加
- ・地域支えあい活動の推進

(5) 障がい者（児）福祉普及啓発事業

障がい者（児）の支援につながる企画を立案し、実施します。

【取り組み】

- ・障がい者（児）に関連する講座の開催
- ・精神保健福祉ボランティア活動助成支援
- ・障がい者支援団体への活動費助成支援

(6) 農業を通じた福祉連携支援事業

社協が担う「生活困窮者自立支援事業」「就労支援」「福祉学習」「ボランティア活動」等の様々な福祉事業に対して、地域の農地を有効活用し、各事業の推進を図っていきます。

【取り組み】

- ・農地を地域住民とともに運営し、各事業に繋げていきます。

(7) イベント資機材貸出事業

住民がコミュニティの醸成、発展、維持等を目的とした活動に使用する場合等に、無料でイベント資機材の貸出しを行います。

【貸出内容】

- ①視聴覚機材（PA機器、プロジェクター・スクリーン、テレビ、カラオケ、DVD、ビデオなど）
- ②レクリエーション機材（ミニゴルフ、だるま落とし、魚釣りゲームなど）
- ③イベント資機材（ポップコーン機、かき氷機、魚焼き機、ホットプレートなど）

【取り組み】

- ・貸出表、機材の管理
- ・レンタル後の備品確認

(8) レクリエーション施設整備事業

地域福祉の推進を図るため、町内の行政区が行うレクリエーション施設整備事業に要する経費に対し、助成金の交付を行います。（上限額 50,000 円）

(9) 生きがいと創造の事業

大正琴教室（文化）を通じて、高齢者の生きがいづくりや、交流の場としての生きがい教室を定期的で開催します。（月 2 回）

(10) 砥部町家族介護者交流事業（砥部町受託事業）

介護者や介護に興味のある方に対して、地域に出向き、役立つ情報やコツをお伝えする教室を開催します。又地域住民の方が気軽に立ち寄り、交流や相談などができる場所の提供を行います。

【取り組み】

- ・近隣地域へ事業発信をします。
- ・介護教室を利用して催しを開催したい団体への発信をします。
- ・前年度参加者の継続した参加の促しを行います。

C 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(1) 広報誌「社協だより」の発行（5月、7月、10月、1月 年4回）

社協等の福祉活動及び福祉に関する事柄について、広報・宣伝・情報提供を示し、地域住民への周知を図ります。

【取り組み】

- ・親しみやすい社協だよりに努めます。
- ・地域の情報・写真を積極的に掲載します。

(2) ホームページ等による福祉情報提供への推進

広報誌と提携することで、定期的に福祉企画・福祉事業等の情報を発信し、社協活動及び福祉の啓発を図ります。

【取り組み】

- ・更新率のUP。事業記録を残す取り組み
- ・Instagram や LINE で社協活動の宣伝をします。

(3) イメージキャラクターの活用

イメージキャラクター「ホッと君」を「社協だより」、「ホームページ」をはじめ「町内外イベント」等に活用し、社協及び福祉のイメージアップを図ります。

【取り組み】

- ・「ホッと君」「とべと」等、社協事業で活用していきます。

(4) 砥部福祉フェスタの開催（年1回）

砥部町の福祉関係団体からなる総合的な福祉イベントを開催し、日々活動している団体が、事業を通じて啓発、交流を持ち、地域福祉の理解を広げる場として、企画及び運営していきます。

※予定：令和6年10月20日（日）

会場：砥部町中央公民館

【取り組み】

- ・福祉分野を広く取り入れた企画づくり
- ・高齢者や障がい者の参加に繋がる企画
- ・参加団体同士の繋がりづくり

D A～Cのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業

(1) 各種研修の参加強化

住民及び職員に対し、地域福祉に関する研修会の周知を図り、福祉知識の向上に繋がる企画をしていきます。

【取り組み】

- ・町内外の福祉に関する研修会の周知及び参加

E 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

(1) 民生児童委員との連携

小地域福祉活動の担い手、相談役となる民生児童委員との連携により、社協が携わる社会福祉事業における協力のお願いや、民生児童委員が地域の声として代弁する地域の困りごとや、ニーズに対し、相談・助言等を行いながら、共に解決を目指す取り組みを図ります。

【協力依頼事項】

- ・赤い羽根共同募金（法人募金、職域募金）に関する事
- ・砥部町福祉フェスタ事業に関する事
- ・地域福祉活動計画事業（座談会）に関する事
- ・生活支援体制整備事業（座談会）に関する事
- ・その他必要な福祉事業に関する事
- ・独居高齢者見守り訪問事業に関する事

（2）保健、医療、福祉との連携

保健・医療・福祉の共通した課題に向けてのお互いの協力のもと、取り組みを図っていきます。

- 砥部町介護支援専門員研修会（年 6 回）
- 愛媛県介護支援専門員協議会（年 4 回）
- 砥部町自立支援協議会（年 1 回）
- 介護保険策定委員会（年 3 回）
- 障害者計画策定委員会（年 3 回）
- 砥部町地域個別ケア会議（砥部 年 4 回）（広田 月 1 回）
- 保健センター事業の協力

（3）県社協及び県下社協との連携

県社協を中心とした県下社協と福祉情報共有や、連携強化を図っていきます。

- 県社協が実施する研修への積極参加
- 市町社協会長トップミーティングの参加
- 市町社協事務局長会議への参加
- 中予地区社協研修会への参加
- 社協職員研修部会の参加
- 災害ボランティア中核スタッフに関する事
- その他協力要請のある事業への参加
- 3 社協連携研修の参加

（4）福祉の担い手育成への取り組み

社協事業を通じて、未来の専門職育成の協力を行います。

- 聖カタリナ大学、東雲女子大学（社会福祉実習）ソーシャルワーク実習の受け入れ
- 中学生職場体験学習
- 各福祉専門職（資格）の実習サポート

（5）その他社会福祉に関する事業の参加

- 愛媛県社会福祉大会への参加
- 社会教育課、子育て支援課事業（人権・放課後学習・子育て支援）への参加
- 愛媛県労働福祉協議会定例会（月 1 回）
- 砥部町男女共同参画委員会
- その他行政からの協力依頼

8	福祉学習事業	210,000	<ul style="list-style-type: none"> ・えひめ丸ごとぎゅぎゅっとキャンプ ・LET,S とベハピ事業 ・児童ふれあい交流事業の開催 ・砥部きつずカフェの開催 	地域 児童 子育て
9	障がい者（児）福祉普及啓発事業	115,000	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講座の開催×2 ・精神保健福祉 V 活動助成 ・障がい者家族サークル 	障がい 者 （児）
10	フードバンク TOBECO 事業	35,000	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ ・フードパントリー ・リサイクル活動 	困窮 SDGs
11	防災対策支援事業	90,000	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども防災キャンプ ・防災士ネットワーク ・防災訓練・防災イベント活用 ・災害 V 資材 	地域
12	農業を通じた福祉連携 支援事業	30,000	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉農園補助運営費 	総合 福祉
計		1,878,499		

※「地域から孤立をなくそう」特別事業～2024年1月申請

1市町社協配分上限額 300,000円

	配分事業名	事業費 (円)	事業内容	区分
1	地域福祉活動計画発展 事業	300,000	<ul style="list-style-type: none"> ・地域座談会の開催 ・独居高齢者等見守り訪問事業 ・地域福祉活動セミナー 	地域 高齢者
計		300,000		

※災害取り崩し金特別申請事業～令和6年5月申請（予定）

1市町社協配分上限額 220,000円

	配分事業名	事業費 (円)	事業内容	区分
1	検討中			
計				

G ボランティア活動の振興

(1) ボランティアセンターの運営（ボランティアセンター強化事業）

○ボランティアセンター機能強化

（ニーズの発掘、情報発信、ボランティア登録の強化）

- ボランティア活動に関する情報提供及び相談、連絡、調整
- ボランティア登録への推進
- ボランティア研修会への参加
- ボランティア育成に係る講座等の開催
- 生活支援ボランティア事業に関するフォローアップ及びボランティア開発
- 生活支援ボランティア事業「とべ「ホット」けれん」事業の実施

(2) ボランティアの交流と組織化及び活動支援

- ボランティア連絡協議会事務局運営
- ボランティア連絡協議会加入促進
- 広域松山圏ボランティア協会への参加
- 広域松山圏ボランティア交流会（砥部町主催）
- 地域づくり市民ネットワーク協議会の参加
- 新たなボランティアグループの発掘
- ボランティア団体活動の把握
- ボランティア活動育成事業（共同募金配分からボランティア活動助成）
- ボランティア学生交流（とべちょぼら等）
- 小中学生ボランティア講座の開催「総合的な学習の時間」への参加
- メルマガの発信、ボランティア情報誌の作成
- 新たなボランティアとの繋がりづくり

(3) ボランティア活動保険の加入促進

- ボランティア保険加入及び事故発生時の手続きに係る事務
- 災害ボランティア活動参加者に対して保険掛け金の助成

(4) 災害ボランティアに関する事項

- 災害・防災に関する各関係機関との連携協力
- 住民に対し災害・防災等の研修会実施の促進
- 災害時、災害ボランティアセンターの設置、運営及び必要時、町外への支援
- 災害ボランティアセンター運営マニュアルの定期的な見直しの検討
- 災害ボランティアセンター中核スタッフ研修会の参加
- 災害ボランティアセンター及び社協内訓練の実施
- 災害ボランティア活動資機材及び備蓄食料の確保
- 防災士等の防災に関するネットワークづくり

(5) 砥部町アクティブシニア介護ボランティア養成事業（砥部町受託事業）

高齢者等が住み慣れた地域の人々との関わりの中で、見守られながら安心して穏やかに生活できるよう生活等に関するお手伝いができる支援者の養成を行なうとともに、地域での支え合い活動などの担い手者を養成することを目的とします。

- アクティブシニアボランティアフォローアップ講座の開催
- アクティブシニアボランティア養成講座に受講された方が年に1回受ける講座

H 心配ごと相談事業

(1) 心配ごと相談所事業

日常、抱えている不安や心配ごとについて、住民がいつでも気軽に相談できる身近な相談窓口を定期的に開設します。(月1回)

【相談所】 砥部町中央公民館(弁護士・司法書士・社会福祉士が当番制で対応)

【主な内容】

○開設所での相談業務(弁護士3回/年 司法書士3回/年 社会福祉士6回/年)

○30分無料弁護士相談の紹介(かちまち法律事務所)

○30分無料司法書士相談の紹介(渡部司法書士事務所)

○電話による相談支援(受付時間 月～金 8:30～17:15)

【取り組み】

- ・相談内容により、各関係機関や制度に繋げていきます。
- ・相談内容により、各制度に繋げていきます。

I 介護保険法による居宅介護支援事業、介護予防支援事業

介護保険法で要介護認定を受けた利用者及びその家族に対し、安心して在宅で暮らせるよう、質のあるサービス支援を目指します。又効率的運営による経営の安定化とサービスの質の向上を図りながら事業を実施します。

(1) 居宅介護支援事業(介護保険事業)

アセスメントの実施から利用者ニーズを引出し、在宅生活において、自立支援に繋がるケアプランの作成及び定期的にモニタリングや相談支援を実施します。

【取り組み】

- ・各勉強会への参加や講師・教室等の手伝い依頼への協力

(2) 介護予防居宅介護支援事業(介護保険事業)

地域包括支援センターから委託を受けた利用者に対し、アセスメントを行い、利用者ニーズを引出しながら、自立支援を含めた介護予防に繋がるケアプランの作成及び定期的なモニタリングや相談支援を実施します。

【取り組み】

- ・介護予防事業の協力

J 居宅介護サービス等事業

介護保険法、障害者総合支援法などに係る利用者(児)及びその家族が、在宅で安心した生活が続けられるよう在宅(居宅)支援(ホームヘルプサービス等)のサービスを実施します。事業の実施にあたり、サービスの質や専門知識の向上を目指し、より良いサービスの提供、又効率・効果的な事業の実施を行い適正な運営を図ります。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

利用者及びその家族が在宅で安心して生活できるよう、自立支援に向けての計画を回り、身体介護及び生活援助、相談・助言等の支援を実施します。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

利用者が可能な限り在宅において、要支援状態の維持・改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活が送れるよう、生活全般に渡る支援を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上等ができるよう実施します。

(3) 居宅介護事業（障害者総合支援法）

障がい者（児）が在宅で安心して生活できるよう、身体介護及び生活援助等に関する相談及び助言などのうちから居宅介護計画に基づいて支援を実施します。

(4) 同行援護（障害者総合支援法）

視覚障がい者（児）が安心して生活ができるよう、外出の支援等に関する相談及び助言などのうちから、居宅介護計画に基づいて支援を実施します。

(5) 移動支援事業（砥部町受託事業）

対象となる利用者が在宅で安心して生活できるよう、外出の支援等に関する相談及び助言などのうちから、居宅介護計画に基づいて支援を実施します。

【取り組み】

- ・事業所内研修を実施し、各種サービスにおける制度理解を深めるとともに、支援の質の向上に努めます。

K 相談支援事業

(1) 計画相談支援事業（障害者総合支援法）

当事者、家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、計画相談支援（サービス等利用計画の作成、関係機関との連絡調整、サービス等の利用状況の検証、支給決定等に係る申請手続き等）を実施します。

【取り組み】

- ・資格習得、研修などに積極的に参加し、支援の質の向上に努めていきます。

(2) 一般（基本）相談支援事業（砥部町受託事業）

当事者、家族等からの相談支援に応じて情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を実施します。

(3) 障害支援区分認定調査

町内障害福祉サービスを希望されている方へ認定調査を行います。

L 福祉サービス利用援助事業

(1) 福祉サービス利用援助事業

社会福祉法に基づき、認知症、知的障がい、精神障がい者等を対象として、適切な日常生活を送れるよう、契約により福祉サービスの利用や日常的金銭管理の手伝いをします。

① 判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス利用の手続きや相談、金銭管理等を行います。

【取り組み】

- ・ 県社協の研修に参加し職員の資質向上に努めます。
- ・ 福祉サービス利用援助事業を必要としている人に支援が届くよう、広報を強化し周知に努めます。

M まごころ銀行の設置運営

(1) まごころ銀行の運営

社会福祉に対する寄付や寄贈を受け、福祉事業等に還元し、地域福祉の増進を図ります。

N 生活困窮者自立支援事業（県受託事業）

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の制定を受け、支援制度で、主に生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした事業です。

【取り組み】

- ・ 生活困窮者自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議（年1回から）
- ・ 緊急食糧支援ネットワーク事業
- ・ 各関係機関と連携を図りながら、多様な相談に対応します。
- ・ 愛媛県労働者福祉協議会定例会の参加。（月1回）

O 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・協議体）

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、民間企業やNPO、ボランティアや地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における高齢者支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、町内全域（第1層）及び地区（第2層）、小地域（第3層）に「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を行う事業です。

①生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築）を果たす者

② 協議体（座談会）

地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク（3か月に1度は顔を合わせる機会をつくる。）

【取り組み】

- ・第1層協議体の役割の整理や強化を図ります。
- ・地域のペースに合わせた協議体の進行をします。
- ・繋がり（楽しい）から地域支援への橋渡しをします。
- ・活動を通じて地域見守りネットワーク、サロン等の提案をします。
- ・生活支援コーディネーターのスキルアップを図ります。

(2) 独居高齢者見守り訪問事業

閉じこもりがちになっている又は地域で気になる独居高齢者への安否や声かけ訪問を実施し、各関係機関と協働しながら、声の届きにくい独居高齢者の心身の困りごとなどの相談及び対応をおこないます。

【取り組み】

- ・地域で気になる独協高齢者等へ地域の民生児童委員さんと自宅訪問
- ・町内 75 歳以上の独居高齢者へお便り等の郵送（年 1 回）
- ・誕生日訪問（75 歳以上希望者のみ）

(3) 高齢者の参加促進事業

地域を越えた住民同士（高齢者）のコミュニティづくりをします。

【取り組み】

- ・各地域でウォーキングを開催し、高齢者のフレイル・認知症予防、閉じこもり防止、コミュニティづくりを実施します。
- ・普段、福祉に関わりがない方への参加促進。（2層・3層活動の該当しそうにない方）
- ・困りごと相談支援

(1) 法人後見事業の設置

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分なために、意思決定が困難な者の判断能力を補うため、当社協が成年後見人、保佐人又は補助人となることにより、被後見人、被保佐人又は補助人の財産管理並びに身上監護を行い、高齢者、障がい者等が安心して日常生活を送ることができるように支援します。

【業務内容】

- 後見業務（被後見人の財産管理及び身上監護）
- 後見業務における弁護士、司法書士等の法律専門家や関係機関との連携
- 法人後見運営委員会の運営

Q その他この法人の目的達成のために必要な事業

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉、及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。

①総合支援資金

- ・生活支援費
生活再建までの間に必要な生活費用
- ・住宅入居費
敷金、礼金等住宅の賃借契約を結ぶために必要な費用
- ・一時生活再建費
生活再建に必要な一時的な費用、就職・転職を前提とした技能習得に要する経費、滞納している公共料金等の立替え費用、債務整理をするために必要な経費

②福祉資金

- ・福祉費
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、その他、日常生活上一時的に必要な経費
- ・緊急小口資金
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用

③教育支援資金

- ・教育支援費
低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費
- ・就学支度費
低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

④不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金
低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資

金

- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資

金

⑤新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付借受人に対する償還等に関する相談

- ・一時的な特例資金
- ・償還請求に係る事務

⑥貸付相談及び貸付業務

(2) フードバンク事業 (TOBECO)

- ・フードドライブ (家庭や職場などの余剰品を集めます)
町内スーパーに食品 BOX の設置 (フジ砥部店・セブンスター)
- ・フードパントリー (必要とする人に食をお届けする)
コロナ特例資金借受人への定期配布 (毎月)
ひとり親世帯への定期配布 (隔月)
生活困窮者へ支給
- ・その他 SDGS 活動 (RE:ECO)
食以外の日常生活品や衣料などを必要な人や事業につなげます。

(3) 介護機器貸出事業

自立支援及び在宅介護の負担軽減のため介護機器 (車イス) を貸出します。

【取り組み】

- ・備品管理の強化 (定期検査、備品台帳整備など)

(4) 地域住民グループ支援事業 (出張教室型) (砥部町介護予防普及啓発事業 砥部町受託事業)

サロン活動、老人クラブ活動等、地域高齢者が集まる場において、介護予防に係る講座や教室などの開催を行います。

【取り組み】

- ・講師指導により、講師がいなくても継続的に活動できる支援
- ・介護予防教室を通じてサロン訪問を実施します。

(5) 地域住民グループ支援事業 (立ち上げ開催支援型) (砥部町介護予防普及啓発事業 砥部町受託事業)

サロン等の立ち上げや住民が集う地域拠点づくりなどに対して活動の支援を行います。

【取り組み】

- ・地域福祉活動に繋がるコーディネートを行います。

(6) 認知症サポーター養成講座事業（砥部町受託事業）

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。

(7) 高齢者実態把握事業（砥部町受託事業）

介護認定等を受けていない、また福祉サービスを利用していない地域で気になる高齢者の見守り相談事業。

(8) 砥部町家族介護用品支給事業（砥部町受託事業）

在宅介護に必要な介護用品の配布を行います。（奇数月配布）

(9) 砥部町民生児童委員協議会事務局運営（砥部町受託事業）

民生児童委員協議会に係る事務及び役員会、定例会等の運営にあたり、地域福祉協力者の要となる民生児童委員とのより密接な関係づくりを行います。

○役員会、定例会の開催（毎月）

【取り組み】

- ・勉強会、各種研修の開催
- ・民生児童委員への相談・サポートを図ります。

(10) 町内障がい者団体支援

みなみ会、手をつなぐ育成会の運営支援を行います。

【取り組み】

- ・総会等の参加
- ・資料等の作成支援

(11) 老人クラブ連合会事務局運営（砥部町受託事業）

地域最大の団体であり、高齢者の生きがいの促進として継続的にクラブ及び会員増進に努め、加入してよかったと思える魅力ある活動づくりを推進していきます。「健康・友愛・奉仕」の三大運動の一層の推進を図り、本格化する超高齢者社会を明るく、豊かで活力あるものにすることを目指します。

【取り組み】

- ・新規加入会員の発掘、休会クラブに再会の呼びかけをします。
- ・単位クラブ会長のサポート、会員の地域活動支援